医薬品副作用被害救済制度のご案内

医薬品副作用被害救済制度とは、医薬品を適正に使用したにもかかわらず、副作用により入院が必要になるほどの重篤な健康被害生じた場合に、医療費や医療手当、障害年金などの給付を受けることができる公的な制度です。
副作用により救済の対象となる場合とならない場合があります。医薬品を適正に使用し、添付文書に記載されている用法用量及び使用上の注意に従っていることが前提となりますので、自己判断で医薬品の量を多く服用した場合や、家族に処方された医薬品を同じ症状があるからと自己判断で服用した場合は、救済の対象とはなりませんのでご注意ください。

医薬品副作用救済制度の詳細は、PMDA のホームページ
（https://www.pmda.go.jp/kenkouhigai_camp/index.html）をご覧ください。